3　法第二十六条第六項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により表示すべき事項は、邦文で当該食品の容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装若しくは包装の見やすい場所又はこれに添付する文書に記載されていなければならない。

（登録の申請）

第九条　法第二十六条の二の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二　許可試験（法第二十六条第三項に規定する許可試験をいう。以下同じ。）を行う事業所の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　法別表の中欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「試験員」という。）の履歴書

三　法第二十六条の四第一項第二号イに規定する部門（以下「許可試験部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）の組織を明らかにする書類

四　法第二十六条の四第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの

イ　標準作業書

ロ　許可試験の業務の管理に関する内部点検の方法を記載した文書

ハ　精度管理（試験に従事する者の技能水準の確保その他の方法により試験の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の方法を記載した文書

ニ　外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けるための計画を記載した文書

ホ　信頼性確保部門の責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載した文書

五　次の事項を記載した書面

イ　法第二十六条の三各号のいずれかに該当する事実の有無

ロ　法別表の上欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所有又は借入れの別及び所在場所

ハ　試験員の氏名

ニ　許可試験部門の名称及び責任者の氏名

ホ　信頼性確保部門の名称及び責任者の氏名

ヘ　法第二十六条の四第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する事実の有無

ト　株式会社にあっては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額

チ　役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）の氏名、住所、代表権の有無及び略歴（法第二十六条の四第一項第三号に規定する特別用途食品営業者の役員又は職員（過去二年間に当該特別用途食品営業者の役員又は職員であった者を含む。）に該当するか否かを含む。）

リ　許可試験の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要

3　第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（登録の更新の申請）

第十条　法第二十六条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　登録番号

二　登録の有効期限

三　許可試験を行う事業所の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前条第二項第一号から第三号までに掲げる書類

二　前条第二項第五号に掲げる事項を記載した書面

三　許可試験の実績に関する資料

3　第一項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

（事業所の変更の届出）

第十一条　法第二十六条の七の規定により事業所の所在地の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　変更後の事業所の名称及び所在地（新旧の対照を明示すること。）

二　変更の理由及び変更しようとする年月日

三　変更後の事業所における許可試験のための機械器具その他の設備

（試験業務規程の認可申請手続）

第十二条　登録試験機関（法第二十六条第三項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。）は、法第二十六条の八第一項前段の規定により許可試験の業務に関する規程（以下「試験業務規程」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に試験業務規程及び許可試験に関する手数料の額の算定に関する資料を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　法第二十六条の八第二項の試験業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　許可試験の業務の実施及び管理の方法に関する事項

二　許可試験の業務を行う時間及び休日に関する事項

三　許可試験の申請を受けることができる件数の上限に関する事項

四　許可試験の業務を行う場所に関する事項

五　許可試験の試験項目ごとの手数料の額及び収納の方法に関する事項

六　試験員、許可試験部門の責任者及び信頼性確保部門の責任者の選任及び解任に関する事項

七　試験員、許可試験部門の責任者及び信頼性確保部門の責任者の配置に関する事項

八　許可試験の申請書その他許可試験に関する書類の保存に関する事項

九　財務諸表等（法第二十六条の十第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び閲覧等の請求の受付に関する事項

十　前各号に掲げるもののほか、許可試験の業務に関し必要な事項

3　登録試験機関は、法第二十六条の八第一項後段の規定により試験業務規程の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び変更の理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が許可試験に関する手数料の額の変更を伴うときは、その算定に関する資料を添えなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第十三条　登録試験機関は、法第二十六条の九の規定により許可試験の業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする許可試験の業務の範囲

二　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止の年月日

三　休止又は廃止の理由

（電磁的記録の表示方法）

第十四条　法第二十六条の十第二項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。